

旭川市認知症予防事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第1項第2号の規定に基づき、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に資することを目的として行う旭川市認知症予防事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、旭川市とする。

2 市長は、事業の全部又は一部の実施を適切な事業運営が確保できると認められる法人に委託することができる。

(事業の内容)

第3条 この事業は、対象者が通所により、認知症予防を目的とした次に掲げるプログラム等を行うものとする。

- (1) 介護予防に関する講話
- (2) 机上課題プログラム
- (3) 参加者交流プログラム

(対象者)

第4条 この事業の対象者は、本市に住所を有する介護保険法第9条第1号に規定する第1号被保険者とする。

(参加手続)

第5条 事業への参加を希望する者は、旭川市認知症予防事業参加申込書（様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合において、適当と認めたときは、事業への参加を認めるものとする。

(参加中止)

第6条 参加者は、次の各号のいずれかの理由に該当するときは、市長に対し、その旨を申し出るものとする。

- (1) 市外に転出するとき。
- (2) 参加を辞退するとき。

2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、事業への参加を中止させるものとする。

(実施会場)

第7条 市長は、事業の実施に当たって、安全かつ参加人数に応じた必要な面積が確保できる場所を実施会場として選定するものとする。

(費用負担)

第8条 参加者は、事業の利用に際し、費用の負担を要しないものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

2 施行の日から平成21年4月30日までの間は、この要綱第1条中「第115条の44第1項第1号」とあるのは「第115条の38第1項第1号」とする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、改正後の旭川市認知症予防事業実施要綱第1条の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(様式)

年 月 日

(宛先) 旭 川 市 長

旭川市認知症予防事業参加申込書

ふりがな		性 別	男・女
氏 名			
生年月日	明・大・昭 年 月 日 (歳)		
住 所	(〒 —)		
電話番号	自宅		
	携帯		

〈〈緊急連絡先〉〉

ふりがな		続柄	
氏 名			
電話番号			

※ここに記載された個人情報は、事業の運営に使用します。

また、介護予防活動支援を目的に、地域包括支援センターに提供しますが、それ以外の者に公開・提供することはありません。